

第五十二号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「政令第六条第一項に規定する者」を「イからチまでのいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）」に改め、同号に次のように加える。

イ 六十歳以上の者

ロ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が(1)、(2)又は(3)に掲げる障害の種類に応じそれぞれ(1)、

(2)又は(3)に定める程度であるもの

(1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

(2) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度

(3) 知的障害 (2)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ハ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの

ニ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

ホ 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する

とする。

7 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に県営住宅の同居の承認を受けようとする者についての第十四条第一項の規定の適用については、同項中「省令」とあるのは、「公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第百三三号）第一条の規定による改正前の省令」とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第八条第三項の改正規定並びに第六十一条の二第一項第二号の次に一号を加える改正規定及び同項第十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法の一部が改正されたこと等に伴い、県営住宅の入居者の資格について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。